

## ○契約業者取扱要領

昭和 55 年 12 月 1 日 港管第 3722 号

最終改正 令和 6 年 12 月 23 日 国港総第 528 号、国港技第 84 号

港湾局長から特定部局長あて

### (総則)

第 1 条 地方整備局（港湾空港関係事務に関するものに限る。）の所掌する工事、測量調査及び建設コンサルタント等業務に係る請負契約、その他の契約に関する一般競争又は指名競争に参加しようとする者の資格の審査等については、別に定めるもののほか、本要領によるものとする。

（一般競争又は指名競争に参加する資格を与えない者）

第 1 条の 2 次の各号の 1 に該当すると認められる者には、一般競争又は指名競争に参加する資格を与えないものとする。

- （1）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「令」という。）第 70 条の規定に該当する者
  - （2）令第 71 条第 1 項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
  - （3）経営状態が著しく不健全であると認められる者
  - （4）営業に関し法律上必要とする資格を有しない者
  - （5）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による許可及び同法第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査（定期の一般競争参加資格審査（国土交通省所管会計事務取扱規則（平成 13 年国土交通省訓令第 60 号）第 34 条第 4 項の規定による一般競争参加資格の審査をいう。以下同じ。）にあっては告示（平成 20 年国土交通省告示第 85 号をいう。以下同じ。）第一の一の 2 に規定する審査基準日が次条第 1 項の局長等が定める期間の末日の 1 年 7 月前の日より後のもの、随時の一般競争参加資格審査にあっては告示第一の一の 2 に規定する審査基準日が一般競争参加資格審査の申請をする日の 1 年 7 月前の日より後のものに限る。）を受けていない者。（工事に係る契約に関する資格に限る。）
  - （6）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書及びその添付書類又はインターネット受付にかかる申請用データの中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者
  - （7）共同企業体で、その構成員に第 1 号から第 5 号までに該当する者を含む者
- （資格審査申請書の提出）

第 2 条 地方整備局長又は副局長若しくは次長（以下「局長等」という。）は、2 年ごとに 1 回、定期の一般競争又は指名競争に参加するための資格（以下「資格」という。）の審査を

行うため、当該資格の審査を行う年の前年12月から1月までの間で局長等が定める期間（以下「受付期間」という。）、同年4月1日から翌々年の3月末日までの一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「契約業者」という。）に、資格の審査に必要な一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を提出させるものとする。なお、受付期間後において、契約業者から一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の提出があった時は、随時に一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を受け付け、資格の審査を行うことができる。

- 2 資格審査申請書の提出方法は、文書持参方式（定期の一般競争参加資格審査を除く。）、文書郵送方式（定期の一般競争参加資格審査においてはインターネット方式では対応していない申請に限る。）、インターネットを使用する方式（定期の一般競争参加資格審査における工事又は測量調査及び建設コンサルタント等業務に限る。）又は電子メール方式（定期の一般競争参加資格審査においてはインターネット方式では対応していない申請に限る。）のいずれかによるものとする。

（資格審査申請書類）

第3条 第7条第1項に掲げる工事に係る契約に関する資格の審査の申請は、次の各号に掲げる書類により行わせるものとする。ただし、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の写しはインターネットを使用して申請する場合は必要ないが、建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けていることの確認及び第5号に掲げる書類の提出をもって申請を受け付けるものとする（告示第一の四の1（一）に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、（二）に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び（三）に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証する書類を併せて提出させるものとする。）。

（1）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（別記様式第1）

（2）総合評定値通知書の写し

（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証する書類）

（3）業態調書（別記様式第2）

（4）営業所一覧表（別記様式第3）

（5）納税証明書（契約業者が個人である場合においては、国税通則施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第9号書式（その3）又は（その3の2）、法人である場合においては、国税規則別紙第9号書式（その3）又は（その3の3））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認

可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争中部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

（６）委任状（正）（行政書士等が代理申請をするときのみ必要）

２ 第７条の２に掲げる測量調査及び第７条の３に掲げる建設コンサルタント等に係る契約に関する資格の審査の申請は次の各号に掲げる書類により行わせるものとする。

（１）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・調査及び建設コンサルタント等）（別様式第５）

（２）業態調書（別記様式第６）

（３）登録証明書等

（４）技術者経歴書（別記様式第７）

（５）営業所一覧表（別記様式第８）

（６）登記事項証明書（法人の場合）

（７）財務諸表類

（８）納税証明書（契約業者が個人である場合においては、国税通則施行規則（昭和３７年大蔵省令第２８号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争中部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

（９）委任状（正）（行政書士等が代理申請をするときのみ必要）

３ 第１項の場合において、契約業者が共同企業体である場合は、同項第１号の申請書に共同企業体協定書の写し、共同企業体等調書（別記様式第４）及び構成員ごとに同項第２号から第５号までに掲げる書類を、契約業者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後５年未満の場合は、当該事実を証明する書類を添付させるものとする。

ただし、構成員のうちに資格の審査の申請をした者がある場合においては、当該構成員にかかる当該書類は提出させることを要しないものとする。

４ 第１項第２号及び第２項第６号に掲げる各書類の様式は、それぞれ所轄官公署等において定めたものとする。

５ 第２項第３号に定める「登録証明書等」の様式は、測量法（昭和２４年法律第１８８号）、建築士法（昭和２５年法律第２０２号）、建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第７１７号）、地質調査業者登録規程（昭和５２年建設省告示第７１８号）、補償コン

サルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）、司法書士法（昭和25年法律第197号）及び計量法（平成4年法律第51号）等に基づき登録等官公署等が発行する証明書をいう。なお、参加を希望しない業種に係るものは提出を要しないものとする。

- 6 第2項第7号に掲げる「財務諸表類」は、契約業者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表（個人にあつてはこれらに類する書類）をいうものとする。
- 7 第2項第3号及び第6号に掲げる書類並びに第4号及び第7号に掲げる書類又はこれに準ずる書類は、測量法第55条の8の規定に基づく書類の写しをもって代えることができるものとする。
- 8 第2項第3号及び第6号に掲げる書類並びに第4号及び第7号に掲げる書類又はこれに準ずる書類は、建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程又は補償コンサルタント登録規程による現況報告書を国土交通大臣に提出し、確認印を受けた現況報告書の副本の写しをもって代えることができるものとする。
- 9 第1項第5号及び第2項の各号に掲げる書類のうち所轄官公署等において発行した証明書類は、複写機による写しをもって代えることができるものとする。
- 10 第1項第5号及び第2項第8号に掲げる書類は、契約業者がインターネットを使用して申請する場合において、電子納税証明書の交付を受けているときは、電子納税証明書の送信をもって代えることができるものとする。
- 11 インターネット方式の場合において、申請者が建設関連業の登録業者に関する情報提供システム（以下、「建設関連業システム」という。）に登録され、定期の一般競争参加資格申請を行う申請内容が、建設関連業システムに登録されている内容と一致する場合は、第2項第3号及び第7号に定める書類の添付を省略することができるものとする。

（資格審査会）

第4条 局長等は、契約業者の資格を審査するために資格審査会（以下「審査会」という。）を設けなければならない。

- 2 審査会は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を提出した契約業者の資格の有無を審査し、格付けをしてその結果を局長等に報告しなければならない。
- 3 審査会の構成は、次のとおりとする。

会 長 局長等

審査員 総務部総括調整官、契約管理官、経理調達課長、港湾空港部長、港湾空港企画官、事業計画官、港湾事業企画課長、港湾（空港）整備・補償課長、品質確保室長及び局長等が指名する者

幹 事 経理調達課及び品質確保室の課長補佐又は担当係長

第5条 会長は、定期の資格の審査を行う年の3月末日までに定期審査会を、必要と認めるときは、随時に、随時審査会を招集しなければならない。

- 2 審査会は、非公開とし、審査員の過半数がなければ議事を開き、審査することができな



い。

3 幹事は、審査会の事務を担当し、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を提出した契約業者の全員について、審査に必要な資料を作成して審査会に提出しなければならない。（契約業者の資格の審査及び等級の格付け）

第6条 契約業者の資格の審査及び等級の格付けは、提出された一般競争（指名競争）参加資格審査申請書及び別に定める「数値の算定及び等級の格付け要領」（昭和55年12月1日港管第3722号）により行うものとする。ただし、次条第6号に定めるその他の工事については、「工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」（昭和41年12月23日付け建設省厚第79号）によるものとする。

（工事に係る契約業者の等級の格付け）

第7条 工事に係る契約業者の等級の格付けは次の各号に掲げる工事区分ごとにするものとする。

- （1）空港等土木工事
- （2）港湾土木工事
- （3）港湾等しゅんせつ工事
- （4）空港等舗装工事
- （5）港湾等鋼構造物工事
- （6）その他工事

2 前項第1号から第4号までに掲げる工事に係る契約業者の等級の格付けはそれぞれ、A、B、Cの3等級に、同項第5号に掲げる工事に係る契約業者の等級の格付けは、A、Bの2等級に分類してするものとする。また、同項第6号に掲げるその他工事の等級の格付けについては、「工事請負業者選定事務処理要領」（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号。以下「選定要領」という。）第4によるものとし、工事区分については同要領第3に定める工事種別によるものとする。

（測量調査に係る契約業者の等級の格付け）

第7条の2 測量調査に係る契約業者の等級の格付けは、A、B、Cの3等級に分類するものとする。

（建設コンサルタント等に係る契約業者の等級の格付け）

第7条の3 建設コンサルタント等に係る契約業者の等級の格付けは、A、Bの2等級に分類するものとする。

（等級に対応する競争のための予定金額）

第7条の4 前3条に定める等級に対応する競争のための予定金額は、それぞれ次のとおりとする。

（1）第7条第2項前段に定める等級のうち空港等土木工事、港湾土木工事及び港湾等しゅんせつ工事に係る等級に対応する競争のための予定金額

| 等 級 | 競争のための予定金額            |
|-----|-----------------------|
| A   | 29,000万円以上            |
| B   | 10,000万円以上 29,000万円未満 |

C 10,000万円未満

(2) 第7条第2項前段に定める等級のうち空港等舗装工事に係る等級に対応する競争のための予定金額

等級 競争のための予定金額

A 14,000万円以上

B 6,000万円以上 14,000万円未満

C 6,000万円未満

(3) 第7条第2項後段に定める等級のうち港湾等鋼構造物工事に係る等級に対応する競争のための予定金額

等級 競争のための予定金額

A 4,200万円以上

B 4,200万円未満

(4) 第7条第2項後段に定める等級のうち、その他工事の等級に対応する競争のための予定金額については、選定要領第4によるものとする。

(5) 第7条の2に定める等級に対応する競争のための予定金額

等級 競争のための予定金額

A 500万円以上

B 200万円以上 500万円未満

C 200万円未満

(6) 第7条の3に定める等級に対応する競争のための予定金額

等級 競争のための予定金額

A 480万円以上

B 480万円未満

(資格及び等級の決定)

第8条 局長等は、審査会の審査の結果に基づいて資格の有無及び等級を決定しなければならない。

(資格の通知等)

第9条 局長等は、前条の規定により資格を有すると決定した者（以下「有資格者」という。）

に対してはその資格、工事区分、「数値の算定及び等級の格付け要領」（昭和55年12月1日港管第3722号）により定められる客観点数及び特別点数、等級並びに資格の有効期間等を、又は資格がないと決定した者に対しては、その旨を資格決定通知書（別記様式第9）によりそれぞれ通知しなければならない。ただし、第7条第6号に定めるその他工事については、地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）より通知されている場合を除く。

2 前項に規定する資格の有効期間は、有資格者の決定をした年の4月1日から翌々年の3月末日までとする。ただし、受付期間後に審査書類を提出した契約業者に係る資格の有効期間は、上記の期間から資格を決定するまでの期間を差し引いた残期間とする。

(有資格者名簿)

第10条 局長等は、有資格者の決定をした年の3月末日までに前条第2項の期間の有資格者名簿を第7条第1項に掲げる工事については別記様式第11、第7条の2及び第7条の3に掲げる測量調査及び建設コンサルタント等については別記様式第12に基づき作成しなければならない。ただし、受付期間後に審査書類を提出した業者については、その資格を決定したときに作成するものとする。なお、第7条第6号に定めるその他工事については、地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）において作成している場合を除く。

（変更等の届出）

第11条 局長等は、有資格者に第9条第1項の通知をした後において次の各号に掲げる事項について変更があった場合においては、すみやかに一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（別記様式第10）によりその旨を届出させるものとする。なお、複数の部に登録している場合には、別表を添付させることとする。

（1）住所

（2）商号又は名称及び電話番号（ファクシミリを含む）

（3）法人である場合においては、代表者の氏名及び役職、個人である場合においては、その者の氏名

（4）許可・登録等の状況

（5）営業所の名称、所在地及び電話番号（ファクシミリを含む）（営業所の新設又は廃止の場合を含む。）

（6）業態調書の記載内容（資本関係、役員の兼任及び国土交通省退職者の再就職状況に関する事項）

2 局長等は、契約業者又は有資格者が、次の各号の一に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者に、速やかに、その旨を届出させるものとする。

（1）死亡したときは、その相続人

（2）法人が合併により消滅したときは、その役員であった者

（3）法人が破産により解散したときは、その破産管財人

（4）法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人

（5）廃業したときは、本人又は役員

3 局長等は、契約業者又は有資格者（共同企業体である者を除く。）が第1条の2第1項第1号又は第5号に該当することとなったとき、及び共同企業体である契約業者又は有資格者がその構成員に第1条の2第1項第1号又は第5号に該当する者を含むこととなったときは、速やかに、その旨を届出させるものとする。

（追加の届出）

第11条の2 （削除）

（資格の取消し）

第12条 局長等は、有資格者（共同企業体にあつては、その構成員をいう。以下同じ。）が第1条の2各号のいずれかに該当することとなったとき又は不正の手段により一般競争参加資格の決定を受けたと認められるときは、その資格を取り消さなければならない。

2 局長等は、有資格者から第11条第2項の届出があったとき又は一般競争参加資格の辞退の申出があったときは、その資格を取り消さなければならない。

#### 第13条 (削除)

(資格の取消しの通知)

第14条 局長等は、第12条により有資格者の資格を取り消したときは、当該有資格者にその旨を通知するものとする。

(一般競争の有資格者)

第15条 契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号。以下「法」という。）第29条の3第1項に規定する「契約担当官等」をいう。以下同じ。）は、一般競争に付そうとする場合は当該契約の種類及び予定金額に適合する等級の有資格者により競争をさせなければならない。

(工事及び測量調査の一般競争の有資格者)

第16条 契約担当官等は、第7条第1項に規定する工事及び第7条の2に規定する測量調査を一般競争に付そうとする場合で、次の各号の一に該当するときは、前条の規定にかかわらず当該契約の種類及び予定金額に適合する等級の有資格者及びその者より上位等級の有資格者により競争を行わせることができる。

(1) 特殊な技術若しくは工法又は作業船、機械、施設等を必要とする場合

(2) 工事の施行上特別の経験を必要とする場合

(3) 施行上の地理的条件に適合する者に工事を行わせる必要のある場合

2 契約担当官等は、第7条第1項に規定する工事及び第7条の2に規定する測量調査を一般競争に付そうとする場合で、当該契約が予定金額に比して内容が単純で、かつ、安易なものと認められる場合においては、前条の規定にかかわらず当該契約の種類及び予定金額に適合する等級の有資格者の直近下位の等級に属する有資格者により競争を行わせることができる。

3 契約担当官等は、第7条第1項に規定する工事及び第7条の2に規定する測量調査を一般競争に付そうとする場合で、当該契約の種類及び予定金額に適合する等級の有資格者の数が少数である場合その他必要がある場合においては、当該有資格者の属する等級の直近上下位の等級の有資格者により競争を行わせることができる。

4 契約担当官等は、前条並びに第2項及び第3項の規定にかかわらず、前条の有資格者の2等級下位の等級に属する有資格者の中から工事成績が特に優秀な者を競争に含めることができる。

(工事の指名基準)

第17条 契約担当官等は、工事を指名競争（法第29条の3第3項に規定する「指名競争」をいう。以下同じ。）に付そうとするときは、契約の履行成績が良好で誠実に履行すると認められる者で当該工事の予定金額に適合する等級に属する有資格者の中から次の各号に該当する有資格者を指名しなければならない。

(1) 工事の施行能力からみて余裕のある者

(2) 特殊な技術若しくは工法又は作業船、機械、施設等を必要とする場合にこれを保有す

る者

(3) 当該契約と同種の契約において相当な経験を有する者

(4) 施行上の地理的条件に適合する者

2 契約担当官等は、工事の施行期間が次年度にわたる場合で、かつ、当該契約を次年度において随意契約（法第29条の3第4項に規定する「随意契約」をいう。）とすることが適切であると認めるときは、前項各号の一に該当する者であって、かつ、当該工事の全体の予定金額に適合する等級に属する有資格者を指名することができる。

3 契約担当官等は、当該工事が次の各号の一に該当する場合で、第1項の規定によることが不適当なときは、当該工事の予定金額に適合する等級より上位の等級に属する有資格者で、かつ、第1項各号に規定する者の中から指名することができる。

(1) 特殊な技術若しくは工法又は作業船、機械、施設等を必要とする場合

(2) 工事の施行上特別の経験を必要とする場合

(3) 施行上の地理的条件に適合する者に工事を行わせる必要がある場合

(4) 継続すべき工事で次年度において施行すべき部分が特に重要な場合

4 契約担当官等は、当該工事が予定金額に比して工事内容が単純で、かつ、容易なものと認められる場合で、第1項の規定によることが不適当なときは、当該工事の予定金額に適合する等級より直近下位の等級に属する有資格者で、かつ、第1項各号に規定する者の中から指名することができる。

5 契約担当官等は、工事を指名競争に付そうとする場合に第1項の規定により指名されるべき有資格者の数が少数である場合その他必要がある場合においては、当該有資格者の属する等級の直近上下位の等級の有資格者で、かつ、同項各号に規定する者の中から指名することができる。この場合において、当該指名されるべき有資格者がいないとき又は僅少であるときを除き、同項の規定により指名する者の数を競争に参加する者の数の2分の1以上としなければならない。

6 契約担当官等は、第1項から第4項までの規定によるほか前項の規定にかかわらず、第1項の有資格者の2等級下位の等級に属する有資格者で同項各号に規定する者の中から工事成績が特に優秀な者を指名することができる。

(測量調査、建設コンサルタント等の指名基準)

第18条 契約担当官等は、建設コンサルタント等業務を指名競争に付そうとするときは契約の履行成績が良好で誠実に履行すると認められる者で当該業務の予定金額に適合する等級に属する有資格者の中から次の各号に該当する者を指名しなければならない。

(1) 当該業務に相当の経験を有し、かつ、業務成績が良好な者

(2) 地理的条件に恵まれている者

(3) 経営規模、取引先、その他により当該契約の履行が確実な者

(4) 特殊技術及び特殊施設等を必要とする場合に、それらを保有する者

附 則 （昭和55年12月1日港管第3722号）

この要領は、昭和56年1月1日から適用する。ただし、昭和55年12月末日までに資

格の審査の申請をした者にあつては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、昭和60年1月1日から適用する。ただし、昭和59年12月末日までに資格の審査の申請をした者にあつては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、昭和61年1月1日から適用する。ただし、昭和60年12月末日までに資格の審査の申請をした者にあつては、なお従前の例による。

附 則

1. この要領は、昭和64年1月1日から適用する。ただし、昭和63年12月末日までに資格の審査の申請をした者及び適用日以後に発注する昭和63年度工事に係る共同企業体の取扱いについては、なお従前の例による。
2. 局長は、昭和64年度当初に発注する工事に係る指名業者の選定にあたり、当該選定の時期に昭和64・65年度競争契約資格審査により格付けされる等級（以下「新等級」という。）が決定していない場合は、昭和62・63年度競争契約資格審査により格付けされた等級（以下「旧等級」という。）により指名業者を選定することができるものとする。
3. 改正後の要領第7条第1項第1号又は第2号に掲げる工事を申請する者に係る資格審査に際し、新等級と改正前の要領第7条第1項第1号又は第2号に掲げる工事に係る旧等級との間で変動を生じる者がある場合において、特に必要があると認めるときは、局長は昭和64・65年度の資格審査に限り、当該者について改正前の要領に定める基準により審査を行い、等級を決定することができるものとする。
4. 前項の規定により決定された等級は、新等級とみなすものとする。

附 則

この要領は、平成3年1月1日から適用する。ただし、平成2年度の資格審査等については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成5年6月1日から適用する。

附 則

1. この要領は、平成7年1月1日から適用する。ただし、平成6年度の資格審査等については、なお従前の例による。
2. 契約担当官等は、平成7・8年度競争契約資格審査により格付けされる等級が決定される以前に平成7年度予算に係る工事について入札の公告等の入札契約手続を開始する場合においては、平成5・6年度競争契約資格審査により格付けされた等級により行うことができるものとする。

附 則

第7条の4の規定は、既に契約手続きに入ったものについては、なお従前の例による。

附 則 （平成8年12月19日港管第2555号）

本通達は、平成9・10年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成7・

8年度の資格審査については、なお従前の例による。

附 則 （平成10年12月17日港管第2374号）

本通達は、平成11・12年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成9・10年度の資格審査については、なお従前の例による。

附 則 （平成13年1月15日国港管第23の6号）

本通達は、平成13・14年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成11・12年度の資格審査については、なお従前の例による。

附 則 （平成15年3月31日国港管第802号）

本通達は、平成15・16年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成13・14年度の資格審査については、なお従前の例による。

附 則 （平成16年3月1日国港管第1189号）

本通達は、競争資格審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査を申請した日が平成16年3月1日以降のものである一般競争資格審査及び指名競争資格審査の申請から適用する。

附 則 （平成16年10月27日国港管第639号）

本通達は、平成17・18年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成15・16年度の資格審査については、なお従前のとおりとする。

附 則 （平成17年10月7日国港総第236号）

この要領は、平成17年10月14日から適用する。

附 則 （平成19年2月13日国港総第731号）

本通達は、平成19・20年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成17・18年度の資格審査については、なお従前のとおりとする。

附 則 （平成21年3月31日国港総第980号）

1. 本通達は、平成21・22年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成19・20年度の資格審査については、なお従前のとおりとする。
2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成19・20年度の資格を有する者が、第7条第2項の規定に基づき平成21・22年度の資格の決定を受けようとする場合には、資格審査申請時に同号の規定に基づき定められる等級の格付けにかかわらず、平成19・20年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級（以下「従前等級」という。）に留まることを希望することができる。
3. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成21・22年度の資格の決定を受けた有資格者は、局長等が定める日までに従前等級に留まる又は留まらないのいずれかを希望することができる。
4. 前2項の希望をした者については、平成21・22年度の資格の決定に当たり、希望する等級を付するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則 （平成23年3月24日国港総第800号）

1. 本通達は、平成23・24年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成21・

22年度の資格審査については、なお従前のとおりとする。

2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成21・22年度の資格を有する者が、第7条第2項の規定に基づき平成23・24年度の資格の決定を受けようとする場合（平成23・24年度の資格の決定等級が平成21・22年度の資格の決定等級から昇級した者に限る。）には、資格審査申請時に同号の規定に基づき定められる等級の格付けにかかわらず、平成21・22年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級（以下「従前等級」という。）に留まることを希望することができる。
3. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成23・24年度の資格の決定を受けた有資格者（平成23・24年度の資格の決定等級が平成21・22年度の資格の決定等級から昇級した者に限る。）は、局長等が定める日までに従前等級に留まる又は留まらないのいずれかを希望することができる。
4. 前2項の希望をした者については、平成23・24年度の資格の決定に当たり、希望する等級を付するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則 （平成25年3月15日国港総第528号）

1. 本通達は、平成25・26年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成23・24年度の資格審査については、なお従前のとおりとする。
2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成23・24年度の資格を有する者が、第7条第2項の規定に基づき平成25・26年度の資格の決定を受けようとする場合（平成25・26年度の資格の決定等級が平成23・24年度の資格の決定等級から昇級した者に限る。）には、資格審査申請時に同号の規定に基づき定められる等級の格付けにかかわらず、平成23・24年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級（以下「従前等級」という。）に留まることを希望することができる。
3. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成25・26年度の資格の決定を受けた有資格者（平成25・26年度の資格の決定等級が平成23・24年度の資格の決定等級から昇級した者に限る。）は、局長等が定める日までに従前等級に留まる又は留まらないのいずれかを希望することができる。
4. 前2項の希望をした者については、平成25・26年度の資格の決定に当たり、希望する等級を付するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則 （平成27年3月13日付け国港総第480号）

1. 本通達は、平成27・28年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成25・26年度の資格審査については、なお従前の例による。

（資格及び等級の再決定の取扱い）

2. 平成27・28年度の資格及び等級について、「数値の算定及び等級の格付け要領」附則（平成27年3月13日付け国港総第480号）ただし書きの適用により決定を受けた有資格者は、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成26年国土交通省告示第1055号。）による改正後の建設業法第



27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）に基づき経営事項審査を受けた場合には、局長等が定める日までに局長等が定める様式により、第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格及び等級について、再決定を申請することができるものとする。

3. 前項の申請をした者については、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

（等級に関する残留措置）

4. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき平成27・28年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者（平成27・28年度の資格の決定等級が平成25・26年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級（以下「従前等級」という。）から昇級した者に限る。）は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。

5. 前項の希望をした者については、平成27・28年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則 （平成29年3月14日国港総第519号）

1. 本通達は、平成29・30年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成27・28年度の資格審査については、なお従前の例による。

（等級に関する残留措置）

2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき平成29・30年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者（平成29・30年度の資格の決定等級が平成27・28年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級（以下「従前等級」という。）から昇級した者に限る。）は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。

3. 前項の希望をした者については、平成29・30年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則 （平成30年10月22日国港総第375号）

1. 本通達は、平成31・32年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成29・30年度の資格審査については、なお従前の例による。

附 則 （平成31年3月13日国港総第627号）

1. 本通達は、平成31・32年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成29・30年度の資格審査については、なお従前の例による。

（等級に関する残留措置）

2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき平成31・32年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者（平成31・32年度の資格の決定等級が平成29・30年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級（以下「従前等級」という。）から昇級した者に限る。）は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。

3. 前項の希望をした者については、平成31・32年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則 （令和２年６月９日国港総第１６５号）

１．本通達は、令和２年６月９日から適用する。

（新型コロナウイルス感染症に係る一般競争参加資格の特例）

- ２．新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であって、事業年度が令和元年１０月２９日から令和２年６月３０日までの間に終了するものについての令和３年１月３１日までの間における第１条の２（５）の規定の適用については、同条（５）「局長等が定める期間の末日の１年７月前の日」及び「一般競争参加資格審査の申請をする日の１年７月前の日」とあるのは、「平成３０年１０月２９日」とする。
- ３．申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（国税通則法（昭和３７年法律第６６号）に基づく納税の猶予、国税徴収法（昭和３４年法律第１４７号）に基づく換価の猶予、又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第２５号）に基づく特例猶予をいう。以下同じ。）の適用を受けたため、第３条第２項（８）に掲げる書類を提出できない場合は、当該書類に代えて、国税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類を資格審査申請書に添付させるものとする。

附 則 （令和２年１０月２９日国港総第３９５号）

本通達は、令和３・４年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成３１・３２年度の資格審査については、なお従前の例による。

附 則 （令和３年３月１８日国港総第７２６号）

１．本通達は、令和３・４年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成３１・３２年度の資格審査については、なお従前の例による。

（等級に関する残留措置）

- ２．第７条第１項第１号から第５号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第８条の規定に基づき平成３１・３２年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者（令和３・４年度の資格の決定等級が平成３１・３２年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級（以下「従前等級」という。）から昇級した者に限る。）は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。
- ３．前項の希望をした者については、令和３・４年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第９条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則 （令和３年６月１０日国港総第１２９号）

１．本通達は、令和３・４年度の資格審査に係るものから施行する。

（資格及び等級の再決定の取扱い）

- ２．令和３・４年度の資格及び等級について、建設業法第２７条の２第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（令和３年国土交通省告示第２４６号）による改正後の建設業法第２７条の２第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成２０年国土交通省告示第８５号）に基づき経営事項審査を受けた場合には、令和３年

9月30日までに局長等が定める様式により、第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格及び等級について、再決定を申請することができるものとする。

3. 前項の申請をした者については、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則 (令和3年6月28日国港総第185号)

本通達は、令和3年7月1日から適用する。

附 則 (令和4年2月24日国港総第618号)

本通達は、令和4年3月1日から適用する。

附 則 (令和4年10月3日国港総第384号)

本通達は、令和5・6年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、令和3・4年度の資格審査については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年11月30日国港総第459号)

1. 本通達は、令和3・4年度の資格審査に係るものから施行する。

(資格及び等級の再決定の取扱い)

2. 令和3・4年度の資格及び等級について、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示(令和4年国土交通省告示第827号)による改正後の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号)に基づき経営事項審査を受けた場合には、令和5年1月1日から令和5年2月15日までに局長等が定める様式により、第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格及び等級について、再決定を申請することができるものとする。

3. 令和5・6年度の資格及び等級について、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示(令和4年国土交通省告示第827号)による改正後の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号)に基づき経営事項審査を受けた場合には、令和5年4月1日から令和5年6月30日までに局長等が定める様式により、第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格及び等級について、再決定を申請することができるものとする。

4. 前第2項の申請をした者については、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則 (令和5年3月13日国港総第686号)

1. 本通達は、令和5・6年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、令和3・4年度の資格審査については、なお従前の例による。

(等級に関する残留措置)

2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき令和3・4年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者(令和5・6年度の資格の決定等級が令和3・4年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。

3. 前項の希望をした者については、令和5・6年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則 (令和6年9月19日国港総第350号)

1. 本通達は、令和6年9月1日から適用する。

2. 令和6年能登半島地震に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域(石川県の区域に限る。)内に主たる営業所を置く建設業者であって、事業年度が令和5年10月29日から令和6年8月30日ま

での間に終了するものについて、令和6年9月1日から令和7年3月31日までの間における第1条の2第5号の規定の適用については、同号中「次条第1項の局長等が定める期間の末日の1年7月前の日」及び「一般競争参加資格審査の申請をする日の1年7月前の日」とあるのは、「令和4年10月28日」とする。

附 則 （令和6年10月1日国港総第369号）

本通達は、令和7・8年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、令和5・6年度の資格審査については、なお従前の例による。

附 則 （令和6年12月23日国港総第528号、国港技第84号）

本通達は、令和7年4月1日以降に契約を締結する工事及び測量調査から適用する。ただし、令和7年3月31日までの契約締結を見込み、入札公告を行った工事及び測量調査は除く。

【別記様式第1】

|        |        |
|--------|--------|
| 01: 新規 | 02: 更新 |
|--------|--------|

※ 02 受付番号

※ 03 業者コード  
04 建設業許可番号

様式①-1

|                 |                 |       |   |   |   |   |
|-----------------|-----------------|-------|---|---|---|---|
| ※ 申請者<br>05 の組織 | 06 連絡組<br>合証明 第 | 平成・令和 | 年 | 月 | 日 | 号 |
|-----------------|-----------------|-------|---|---|---|---|

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)

令和 年度において、貴 地方整備局 で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。  
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 年 月 日

殿

07 本社(店)郵便番号

08 法人番号

フリガナ

09 本社(店)住所

フリガナ

10 商号又は名称

11 役職

フリガナ

代表者氏名

12 担当者氏名

13 本社(店)電話番号

14 担当者電話番号

(内線番号)

15 本社(店)FAX番号

16 電子入札用ICカードの登録番号

17 メールアドレス

(18 代理申請時使用欄)  
申請代理人郵便番号  
申請代理人住 所  
申請代理人氏 名

申請代理人電話番号

19 外資状況

|              |           |           |
|--------------|-----------|-----------|
| 1 外国 株式会社    | 2 日本 株式会社 | 3 日本 株式会社 |
| 〔国名: 〕       | 〔国名: 〕    | 〔国名: 〕    |
| (外資比率: 100%) | (外資比率: %) | (外資比率: %) |

20 営業年数

21 総従業員数 (人)

22 設立年月日(和暦)

明治 大正 昭和 平成 令和

年 月 日

23 みなし大企業

☐ 下記のいずれかに該当する ☐ 該当しない

- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと(以下同じ)。

|        |  |         |  |
|--------|--|---------|--|
| ※ 受付番号 |  | ※ 業者コード |  |
|--------|--|---------|--|

| 24          | ① 競争参加資格区分       | ② 年間平均完成工事高<br>(千円) | ③ 申請を希望する部署 |          |          |          |          |          |          |          | 合計 |
|-------------|------------------|---------------------|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----|
|             |                  |                     | 01<br>東北    | 02<br>関東 | 03<br>北陸 | 04<br>中部 | 05<br>近畿 | 06<br>中国 | 07<br>四国 | 08<br>九州 |    |
| 完<br>工<br>高 | 01<br>空港等土木工事    |                     |             |          |          |          |          |          |          |          |    |
|             | 02<br>港湾土木工事     |                     |             |          |          |          |          |          |          |          |    |
|             | 03<br>港湾等しゅんせつ工事 |                     |             |          |          |          |          |          |          |          |    |
|             | 04<br>空港等舗装工事    |                     |             |          |          |          |          |          |          |          |    |
|             | 05<br>港湾等鋼構造物工事  |                     |             |          |          |          |          |          |          |          |    |
|             | その他の<br>合計       |                     |             |          |          |          |          |          |          |          |    |

(注) 完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。



※受付番号

※業者コード

業 態 調 査 書 (「港湾空港関係」)

港湾工事用作業船保有状況

| 25 | 区 分           | 能 力        | 単 位                         | 数      |      |      |
|----|---------------|------------|-----------------------------|--------|------|------|
|    |               |            |                             | 自社所有船舶 | 共有船舶 | 借上船舶 |
| 1  | 浚渫船           | 掘削力        | m <sup>3</sup> /h<br>(浚渫能力) |        |      |      |
| 2  | 揚土船           | 揚土力        | m <sup>3</sup> /h<br>(揚土能力) |        |      |      |
| 3  | 起重機船 (15t 以上) | 築造力        | t<br>(吊荷重)                  |        |      |      |
| 4  | 杭打船           | 杭打力        | PS<br>(主機馬力)                |        |      |      |
| 5  | ケーソン製作用作業台船   | 製作力        | t<br>(揚荷能力)                 |        |      |      |
| 6  | 地盤改良船         | 地 盤<br>改良力 | 隻数                          |        |      |      |
| 7  | 砕岩船           | 砕岩力        | 隻数                          |        |      |      |
| 8  | その他特殊船        | —          | 隻数                          |        |      |      |
| 9  | 環境性能の高い作業船    | —          | 隻数                          |        |      |      |

(注)

- 揚土船には、リクレーマ船、バージアンローダー船、圧送船を含む。
- 起重機船には、クレーン付台船を含む。
- 地盤改良船には、固化工プラント船を含む。
- 砕岩船には、砕岩専用船を記入する。(グラブ浚渫船等との兼用船は含まない)
- その他特殊船は、砂搬船、トレーサー船、コンクリートミキサー船とする。
- 環境性能の高い作業船とは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に定める、産業廃棄物の放出量に限り放出基準を満たす作業船を指す。  
対象とする作業船は、区分1～8に示す作業船と同じとし、該当する場合は重複して記載することとする。
- 記載事項の基準日は定期の資格審査を行う直前の12月1日とする。

専門技術者状況

|    |                |   |
|----|----------------|---|
| 26 | 登録海上起重基幹技能者 ※1 | 人 |
|    | 海上起重作業管理技士 ※2  | 人 |

一般社団法人日本海上起重技術協会の行う「登録海上起重基幹技能者」又は「海上起重作業管理技士」の認定試験に合格し登録を受けている者の人数を記載する。  
※1 「登録海上起重基幹技能者」のみの登録、又は「登録海上起重基幹技能者」及び「海上起重作業管理技士」の両方の登録を受けている者の人数を記入する。  
※2 「海上起重作業管理技士」のみの登録を受けている者の人数を記入する。「登録海上起重基幹技能者」と重複して計上しない。  
なお、「登録海上起重基幹技能者」及び「海上起重作業管理技士」の両方の登録を受けている者がいる場合は、重複して人数を記入しないこと。  
また、記載事項の基準日は定期の資格審査を行う直前の10月1日とする。



|       |          |
|-------|----------|
| ※受付番号 | ※建設業許可番号 |
|-------|----------|

## 業 態 調 書 (「道路・河川・官庁営繕・公園関係」・「港湾空港関係」 共 通)

### 国土交通省退職者の特定部署への就任自粛等の要請について

国土交通省では別紙のとおり、「国土交通省との間で密接な関係がある者たる者利企業のうち、当省発注の公共工事の受注実績のある企業におかれては、退職後5年が経過していない国土交通省退職者について、平成17年10月1日以後、新たに営業担当部署へ就任させることがないよう要請」を行っているところです。

については、資格審査申請書類の一部として、このような国土交通省退職者の有無等に関する調査を提出下さい。

該当の有無について ☐ 有 ☐ 無

#### 国土交通省退職者の再就職状況に関する事項

| 1 | 平成17年10月1日以後に営業担当部署に就いた者の氏名                                                                                                                                                                                                          | 平成17年10月1日以後における役職 | 営業担当部署への就任年月日 (必ず平成17年10月1日以降の日付)                                                                                                                                                       |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>                     国土交通省における退職日<br/>                     平成 年 月 日                 </div> <div>                     国土交通省における退職時の官職                 </div> </div> |                    | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>                     令和 年 月 日                 </div> <div>                     平成 年 月 日                 </div> </div> |
| 2 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>                     国土交通省における退職日<br/>                     平成 年 月 日                 </div> <div>                     国土交通省における退職時の官職                 </div> </div> |                    | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>                     令和 年 月 日                 </div> <div>                     平成 年 月 日                 </div> </div> |
| 3 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>                     国土交通省における退職日<br/>                     平成 年 月 日                 </div> <div>                     国土交通省における退職時の官職                 </div> </div> |                    | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>                     令和 年 月 日                 </div> <div>                     平成 年 月 日                 </div> </div> |
| 4 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>                     国土交通省における退職日<br/>                     平成 年 月 日                 </div> <div>                     国土交通省における退職時の官職                 </div> </div> |                    | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>                     令和 年 月 日                 </div> <div>                     平成 年 月 日                 </div> </div> |
| 5 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>                     国土交通省における退職日<br/>                     平成 年 月 日                 </div> <div>                     国土交通省における退職時の官職                 </div> </div> |                    | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>                     令和 年 月 日                 </div> <div>                     平成 年 月 日                 </div> </div> |

#### 【記載要領】

1. 本調書は、申請日現在で作成すること。
2. 社内異動及び新編採用は問わず、平成17年10月1日以後に営業担当部署に就いた者を対象とする。(平成17年10月1日以前から営業担当部署に就いている者は対象としない。)
3. 「国土交通省における退職時の官職」欄はできるだけ詳しく記入する。ただし、「国土交通省」は記入しない。(例:〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所〇〇課長)
4. 「国土交通省における退職時の官職」及び「国土交通省における退職日」は把握している範囲において記入すること。





|  |                                                                                                       |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <br>文部科学省<br>教育文化庁 |
|  | <br>文部科学省<br>教育文化庁 |

我が国企業等による海外への技術移転の促進に関する法律（昭和五十二年法律第百三十三号）

[illegible][illegible]

## 【別記様式第5】

|         |          |              |                |                 |       |   |   |   |
|---------|----------|--------------|----------------|-----------------|-------|---|---|---|
| 01 1:新規 | ※02 受付番号 | ※03 業 務 コー ド | ※申請者<br>04 の現職 | 05 通格相<br>合証明 第 | 平成・令和 | 年 | 月 | 日 |
| 2:更新    |          |              |                |                 |       |   |   | 号 |

## 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・調査及び建設コンサルタント等)

令和 年度において、貴 地方整備局(港湾空港関係)で行われる測量・調査及び建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。  
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 年 月 日

地方整備局 殿

06 本社(店)郵便番号  -  07 法人番号

フリガナ 08 本社(店)住所

フリガナ 09 商号又は名称

フリガナ 10 役職

フリガナ 代表者氏名

フリガナ 11 担当者氏名

フリガナ 12 本社(店)電話番号

フリガナ 13 担当者電話番号

14 本社(店)FAX番号

15 電子入札用ICカードの登録番号

16 メールアドレス

(17 代理申請時使用欄)

申請代理人郵便番号

申請代理人住 所

申請代理人氏 名

申請代理人電話番号

18 登録等を受けている事業

| 登録事業名   | 登録番号  | 登録年月日 | 登録事業名     | 登録番号  | 登録年月日 | 登録事業名     | 登録番号  | 登録年月日 |
|---------|-------|-------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| 測量業者    | 第 第 第 | 年 月 日 | 建築士事務所    | 第 第 第 | 年 月 日 | 建設コンサルタント | 第 第 第 | 年 月 日 |
| 地質調査業者  | 第 第 第 | 年 月 日 | 補償コンサルタント | 第 第 第 | 年 月 日 | 不動産鑑定業者   | 第 第 第 | 年 月 日 |
| 土地家屋調査士 | 第 第 第 | 年 月 日 | 司法書士      | 第 第 第 | 年 月 日 | 計量証明事業者   | 第 第 第 | 年 月 日 |

19 設立年月日(和暦)

明治 大正 年 月 日  
昭和 平成 年 月 日  
令和

20 みなし大企業

☐ 下記のいずれかに該当する ☐ 該当しない

- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと(以下同)。



功 德 之 水

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>               </p> | <p>               </p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

22 有資格者數(人)

| 技 術 士                    |               |               |         |                   |                  |                |                      |     |      |
|--------------------------|---------------|---------------|---------|-------------------|------------------|----------------|----------------------|-----|------|
| 組合技師養成所部門<br>(環境化学部、公害部) |               |               |         |                   |                  |                |                      |     |      |
| 建設設計<br>一級建築士            | 建設設計<br>二級建築士 | 建築設備士         | 建築電気設備士 | 建築機械設備士           | 建築衛生設備士          | 一級土木<br>施工管理技士 | 二級土木<br>施工管理技士       | 測量士 | 測量士補 |
| 建設部門                     | 農業部門          | 森林部門          | 水道部門    | 電気電子部門            | 機械部門             | 情報工学部門         | 組合技師養成所部門<br>(環境化学部) |     |      |
| 地質調査技士                   | RCCM          | APEC<br>エンジニア | 水路測量技術士 | 海洋・港河・集約<br>船舶管理士 | 海洋・港河・集約<br>船舶技士 | 土木<br>測量士      | 土木<br>測量士            | 測量士 | 測量士補 |
| 地質調査士                    |               |               |         |                   |                  | 土木<br>測量士      | 土木<br>測量士            | 測量士 | 測量士補 |
| 地質調査士                    |               |               |         |                   |                  | 土木<br>測量士      | 土木<br>測量士            | 測量士 | 測量士補 |



[illegible]







## 資格決定通知書（港湾空港関係）

令和 年 月 日

郵便番号

住所

商号又は名称

殿

業者コード番号

〇〇地方整備局長又は副局長

〇 〇 〇 〇

貴殿から申請のあった、令和〇・〇年度の一般競争及び指名競争参加資格審査の結果を下記のとおり通知します。なお、この通知書受領後に一般競争（指名競争）参加資格申請書の記載事項若しくは営業所の変更があった場合又は合併、破産、廃業等があったときは、速やかに届け出て下さい。

## 記

## 1. 参加しようとする工事及び等級

| 工事区分 | 客観点数 | 特別点数 | 総合数値 | 等級 |
|------|------|------|------|----|
|      |      |      |      |    |
|      |      |      |      |    |
|      |      |      |      |    |
|      |      |      |      |    |
|      |      |      |      |    |
|      |      |      |      |    |

## 2. 本資格の有効期間 本通知の日から令和 年 月 日まで

## 資格決定通知書（港湾空港関係）

令和 年 月 日

郵便番号

住所

商号又は名称

殿

業者コード番号

〇〇地方整備局長又は副局長

〇 〇 〇 〇

貴殿から申請のあった、令和〇・〇年度の一般競争及び指名競争参加資格審査の結果を下記のとおり通知します。なお、この通知書受領後に一般競争（指名競争）参加資格申請書の記載事項若しくは営業所の変更があった場合又は合併、破産、廃業等があったときは、速やかに届け出て下さい。

## 記

## 1. 参加しようとする業種及び等級

| 業種区分 | 等級 |
|------|----|
|      |    |
|      |    |

## 2. 本資格の有効期間 本通知の日から令和 年 月 日まで

〔別記様式第10〕  
一般競争(指名競争)参加資格申請書変更届（建設工事、測量・調査及び建設コンサルタント等）

|    |   |   |   |   |             |    |   |   |   |
|----|---|---|---|---|-------------|----|---|---|---|
| 令和 | 年 | 月 | 日 | 殿 | 登録局名        | 令和 | 年 | 月 | 日 |
|    |   |   |   |   | 登録種名        |    |   |   |   |
|    |   |   |   |   | 資格決定通知書の    |    |   |   |   |
|    |   |   |   |   | 決定年月日・業者コード |    |   |   |   |
|    |   |   |   |   | 住所          |    |   |   | 〒 |
|    |   |   |   |   | 商号又は名称      |    |   |   |   |
|    |   |   |   |   | 代表者氏名       |    |   |   |   |
|    |   |   |   |   | 担当者氏名       |    |   |   |   |
|    |   |   |   |   | 担当者電話番号     |    |   |   |   |

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1. 変更内容

| 変 更 事 項 | 変 | 更 | 前 | 変 | 更 | 後 | 変 更 年 月 日 |
|---------|---|---|---|---|---|---|-----------|
|         |   |   |   |   |   |   |           |

2. 変更事項にかかる添付書類名

記載要領

- 1 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること
- 2 契約中の案件がある場合には、上記2の欄に契約部局、契約番号、及び契約件名を添付書類と併せて記載してください
- 3 「本店住所」、「商号又は名称」、「代表者氏名」を変更する場合には、フリガナを記載すること

## 別表

商号又は名称:

[illegible]



